

オンライン登記申請により登録免許税が最高5,000円軽減されます

<http://www.moj.go.jp/MINJI/online05.pdf>

平成19年12月30日
司法書士 武田則昭(京都)

平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に、オンラインを利用して登記の申請を行った場合には、登録免許税額が軽減されることとなりました(租税特別措置法第84条の5)。

1 軽減の内容

次に掲げる登記に係る登録免許税額について、法令に基づいて計算した額に100分の10を乗じた額(ただし、その額が5,000円を超える場合には、5,000円が限度となります。)が軽減されます。

なお、オンラインによる登記の申請を行うには、登記の対象となる不動産又は法人(会社等)を管轄する登記所が「オンライン申請対象登記所」として指定されている必要があります。

2 適用期間

登録免許税の軽減は、平成20年1月4日(金)から平成21年12月28日(月)までに受け付けられた申請に適用されます。

各管轄登記所については、法務局ホームページの管轄のご案内を御確認ください。

不動産登記関係

| 登記の種類 | 通常額(A) | 軽減額(B) | 軽減後の額(A)-(B) |
|------------------------------|------------------|---------------------------------|--------------|
| ①所有権の保存の登記 | 課税額準の 4/1000 | (A)の100分の10に相当する額 (最高5,000円) | (A)-(B) |
| ②相続又は法人の合併を登記の原因とする所有権の移転の登記 | 課税額準の 4/1000 | | (A)-(B) |
| ③共有物の分割を登記の原因とする所有権の移転の登記 | 課税標準の 4/1000 | | (A)-(B) |
| ④上記②及び③以外を登記の原因とする所有権の移転の登記 | 課税標準の 20/1000 | | (A)-(B) |
| ⑤抵当権の設定の登記(根抵当権の設定の登記を含む。) | 課税標準の 4/1000 | | (A)-(B) |

軽減額は、法令に基づいて計算した額(A)に100分の10を乗じた額となります。ただし、その額が5,000円を超える場合には、5,000円が限度となります。

軽減後の登録免許税の最低額は、900円となります。

商業・法人登記関係（租税特別措置法施行令第44条の2参照）

| 登記の種類 (※1) | 通常額(A) (※3) | 軽減額(B) (※5) | 軽減後の額 (A)-(B) |
|---|--|-----------------------|----------------------------|
| ①株式会社の設立 (新設合併、組織変更、新設分割によるものを除く) | 資本金の額の7/1000 (最低150,000円) | 5,000円 | (A)-5,000円 (最低145,000円) |
| ②合名会社、合資会社、無限責任 中間法人の設立 | 60,000円 | 5,000円 | 55,000円 |
| ③合同会社、有限責任中間法人の 設立 (新設合併、組織変更、種類の変 更、新設分割によるものを除く) | 資本金の額又は 基金の総額の7/1000 (最低60,000円) | 5,000円 | (A)-5,000円 (最低55,000円) |
| ④株式会社、合同会社、有限責任 中間法人の設立 (新設合併、組織変更、種類の変 更によるものに限る)(※2) | 資本金の額又は 基金の総額の1.5/1000 (※4) (最低30,000円) | (A)×10% (最低3,000円) | (A)-(B) (最低27,000円) |
| ⑤株式会社、合同会社の設立 (新設分割によるものに限る) | 資本金の額の7/1000 (最低30,000円) | (A)×10% (最低3,000円) | (A)-(B) (最低27,000円) |
| ⑥相互会社の設立 (新設合併、組織変更によるもの を含む) | 300,000円 | 5,000円 | 295,000円 |
| ⑦特定目的会社の設立 | 30,000円 | 3,000円 | 27,000円 |
| ⑧投資法人の設立 | 30,000円 | 3,000円 | 27,000円 |

注

- 1 軽減の対象となる課税の範囲は、登録免許税法別表1の24(-)イ、ロ、ハ、ホ、ト、リ、同25(-)イ、同26(-)
- 2 特例有限会社から株式会社への移行による設立の登記を含みます。
- 3 に係る登録免許税額は、上記の方法で計算した額が15万円に満たないときは、15万円となります。同様に、及び の場合にも、上記の方法で計算した額が最低額に満たないときは、最低額となります。
- 4 設立される会社等の資本金の額等が、新設合併により消滅した会社等又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額等（消滅した会社等が合名会社、合資会社又は無限責任中間法人である場合には、900万円）を超える部分については、7/1000が適用されます。
- 5 軽減額は、法令に基づいて計算した額(A)に100分の10を乗じた額となります。ただし、その額が5,000円を超える場合には、5,000円が限度となります。